

釧路市監査報告書

(令和元年10月から同年12月実施分)

釧路市監査委員

釧路監査報告第1号

令和2年2月21日

釧路市監査委員 田中敏也

釧路市監査委員 甲谷哲也

釧路市監査委員 宮田 団

監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により、令和元年度の定期監査及び財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

目 次

定期監査報告

1 監査の対象	1
2 監査の期間	1
3 監査の結果	1
(1) 総務部	2
(2) 財政部	2
(3) 総合政策部	2
(4) 市民環境部	3
(5) 福祉部	3
(6) こども保健部	3
(7) 産業振興部	4
(8) 音別町行政センター	4
(9) 都市整備部	4
(10) 生涯学習部	5
(11) 阿寒町行政センター	5
4 むすび	5

財政援助団体監査報告

1 監査の対象	6
2 監査の期間	6
3 監査の結果	6
(1) 釧路商工会議所	6
(2) 釧路地域工業振興協会	6
(3) 認定こども園釧路共栄保育園	7
(4) 阿寒湖畔歯科診療所	7

公の施設の指定管理者監査報告

1 監査の対象	8
2 監査の期間	8
3 監査の結果	8
(1) 一般財団法人釧路市公園緑化協会	8
(2) 一般財団法人釧路市スポーツ振興財団	8

定期監査報告

1 監査の対象

- | | |
|----------------|---------------------------------------|
| (1) 総務部 | 契約管理課、情報システム課 |
| (2) 財政部 | 市民税課、資産税課、納税課 |
| (3) 総合政策部 | 都市経営課 |
| (4) 市民環境部 | 環境保全課、環境事業課、
戸籍住民課（春採支所担当、桜ヶ岡支所担当） |
| (5) 福祉部 | 介護高齢課 |
| (6) こども保健部 | こども育成課、児童発達支援センター |
| (7) 産業振興部 | 阿寒観光振興課 |
| (8) 音別町行政センター | 地域振興課、市民課、保健福祉課 |
| (9) 都市整備部 | 音別建設課、阿寒建設課 |
| (10) 生涯学習部 | 動物園、生涯学習課 |
| (11) 阿寒町行政センター | 地域振興課、市民課、保健福祉課、
市立釧路国民健康保険阿寒診療所 |

2 監査の期間

- | | |
|----------------|--------------------------|
| (1) 総務部 | 令和元年10月 3日から令和元年10月 4日まで |
| (2) 財政部 | 令和元年10月 8日から令和元年10月10日まで |
| (3) 総合政策部 | 令和元年10月15日 |
| (4) 市民環境部 | 令和元年10月16日から令和元年10月24日まで |
| (5) 福祉部 | 令和元年10月25日 |
| (6) こども保健部 | 令和元年10月29日から令和元年10月30日まで |
| (7) 産業振興部 | 令和元年10月31日 |
| (8) 音別町行政センター | 令和元年11月13日から令和元年11月14日まで |
| (9) 都市整備部 | 令和元年11月14日から令和元年11月27日まで |
| (10) 生涯学習部 | 令和元年11月18日から令和元年11月19日まで |
| (11) 阿寒町行政センター | 令和元年11月26日から令和元年11月28日まで |

3 監査の結果

前記の課等を対象に、令和元年度の財務に関する事務が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係書類の一部抽出により監査を行った結果は次のとおりであり、以下の表の空欄部分は、今回の監査の対象としなかった項目である。

(1) 総務部

重点項目(監査した書類等)	契約管理課	情報システム課
契約事務について (契約関係綴等)	適正	適正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適正	適正
旅費の支給事務について (出張命令書綴等)	適正	
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適正	適正

(2) 財政部

重点項目(監査した書類等)	市民税課	資産税課	納税課
契約事務について (契約関係綴等)	適正	適正	適正
収入に関する事務について (減免関係綴等)	適正	適正	適正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適正	適正	適正
旅費の支給事務について (出張命令書綴等)	適正	適正	適正
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適正	適正	適正
郵券の執行に関する事務について (切手受払簿等)	適正		

(3) 総合政策部

重点項目(監査した書類等)	都市経営課
補助金の交付事務について (補助金関係綴等)	適正
契約事務について (契約関係綴等)	適正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適正
旅費の支給事務について (出張命令書綴等)	適正
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適正

(4) 市民環境部

重点項目(監査した書類等)	環境保全課	環境事業課	戸籍住民課	
			春採支所担当	桜ヶ岡支所担当
補助金の交付事務について (補助金関係綴等)	適正	適正		
契約事務について (契約関係綴等)	適正	適正		
収入に関する事務について (手数料収納事務関係綴等)	適正	適正		
市税等の収納に関する事務について (収納日計表兼現金出納表綴等)			適正	適正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適正	適正	適正	適正
旅費の支給事務について (出張命令書綴等)	適正	適正		
支出一般事務について (支出負担行為何書綴等)	適正	適正		
備品の管理及び処分に関する事務について (備品台帳等)			適正	適正
バス券及び郵券の執行に関する事務について (バス回数券受払簿等)			適正	適正

(5) 福祉部

重点項目(監査した書類等)	介護高齢課
補助金の交付事務について (補助金関係綴等)	適正
契約事務について (契約関係綴等)	適正
収入に関する事務について (減免申請書綴等)	適正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適正
旅費の支給事務について (出張命令書綴等)	適正
支出一般事務について (支出負担行為何書綴等)	適正

(6) こども保健部

重点項目(監査した書類等)	こども育成課	児童発達支援センター
補助金の交付事務について (補助金関係綴等)	適正	適正
契約事務について (契約関係綴等)	適正	適正
収入に関する事務について (調定伝票綴等)	適正	適正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適正	適正
旅費の支給事務について (出張命令書綴等)	適正	適正
支出一般事務について (支出負担行為何書綴等)	適正	適正

(7) 産業振興部

重点項目(監査した書類等)	阿寒観光振興課
補助金の交付事務について (補助金関係綴等)	適正
契約事務について (契約関係綴等)	適正
収入に関する事務について (行政財産使用許可関係綴等)	適正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適正
旅費の支給事務について (出張命令書綴等)	適正
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適正

(8) 音別町行政センター

重点項目(監査した書類等)	地域振興課	市民課	保健福祉課
補助金の交付事務について (補助金関係綴等)	適正		適正
契約事務について (契約関係綴等)	適正	適正	適正
収入に関する事務について (現金引継書綴等)	適正	適正	適正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適正	適正	適正
旅費の支給事務について (出張命令書綴等)	適正		適正
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適正	適正	適正

(9) 都市整備部

重点項目(監査した書類等)	音別建設課	阿寒建設課
補助金の交付事務について (補助金関係綴等)	適正	
契約事務について (契約関係綴等)	適正	適正
収入に関する事務について (各種収入原簿等)	適正	適正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適正	適正
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適正	適正

(10) 生涯学習部

重点項目(監査した書類等)	動物園	生涯学習課
補助金の交付事務について (補助金関係綴等)		適正
契約事務について (契約関係綴等)	適正	適正
収入に関する事務について (減免関係綴等)	適正	適正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適正	適正
旅費の支給事務について (出張命令書綴等)	適正	適正
支出一般事務について (支出負担行為何書綴等)	適正	適正
備品及び薬品の管理及び処分に関する事務について (備品台帳等)	適正	
郵券の執行に関する事務について (切手受払簿等)	適正	

(11) 阿寒町行政センター

重点項目(監査した書類等)	地域振興課	市民課	保健福祉課	市立釧路国民健康保険 阿寒診療所
補助金の交付事務について (補助金関係綴等)	適正	適正	適正	
契約事務について (契約関係綴等)	適正	適正	適正	適正
収入に関する事務について (行政財産使用許可関係綴等)	適正	適正	適正	適正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適正	適正	適正	適正
旅費の支給事務について (出張命令書綴等)	適正		適正	適正
支出一般事務について (支出負担行為何書綴等)	適正	適正	適正	適正
郵券の執行に関する事務について (切手受払簿等)				適正

4 むすび

記載事項なし

財政援助団体監査報告

1 監査の対象

今回の監査は、平成30年度において鉏路市が財政援助をした団体のうち、次の団体について、実施したものである。

団体名	代表者名	補助金額 (千円)	所管部課
鉏路商工会議所	会頭 栗林 定正	10,000	産業振興部 商業労政課
鉏路地域工業振興協会	会長 島本 幸一	1,577	産業振興部 産業推進室
認定こども園鉏路共栄保育園	園長 真下 浩二	16,915	こども保健部 こども育成課
阿寒湖畔歯科診療所	所長 小島 雅文	5,500	阿寒町 行政センター 保健福祉課

2 監査の期間

令和元年11月1日 ～ 令和元年12月23日

3 監査の結果

上記財政援助団体において、市から交付された補助金はその目的にそって正しく使用されているか、会計、経理の内容が適正であるか、また、所管課において、当該財政援助団体に対する補助金の交付に係る事務処理が関係法令等に基づき適正に行われているかなどを主眼として監査を実施した。

なお、説明文中の金額については、千円未満を四捨五入している。

監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 鉏路商工会議所

市は、当該団体に対し平成30年度において中小企業相談所事業に係る補助金10,000千円を交付している。

当該団体及び所管課について、監査の主眼にそって確認したところ、適正に行われていることが認められた。

なお、平成30年度の決算状況は、収入86,040千円、支出86,040千円で収支同額となっている。

(2) 鉏路地域工業振興協会

市は、当該団体に対し平成30年度において鉏路地場工業展示会に係る事業費補助金1,577千

円を交付している。

当該団体及び所管課について、監査の主眼にそって確認したところ、適正に行われていることが認められた。

なお、平成30年度の決算状況は、収入3,309千円、支出3,309千円で収支同額となっている。

(3) 認定こども園釧路共栄保育園

市は、当該団体に対し平成30年度において運営費補助金16,915千円を交付している。

当該団体及び所管課について、監査の主眼にそって確認したところ、適正に行われていることが認められた。

なお、平成30年度の決算状況は、収入131,427千円、支出126,679千円で収支差引4,748千円となっている。

(4) 阿寒湖畔歯科診療所

市は、当該団体に対し平成30年度において運営費補助金5,500千円を交付している。

当該団体及び所管課について、監査の主眼にそって確認したところ、適正に行われていることが認められた。

なお、平成30年度の決算状況は、収入11,019千円、支出10,141千円で収支差引878千円となっている。

公の施設の指定管理者監査報告

1 監査の対象

今回の監査は、釧路市が公の施設の指定管理者に指定をした次の団体の平成30年度分について、実施したものである。

団体名	代表者名	公の施設名	指定期間	所管部課
一般財団法人 釧路市公園緑化 協会	理事長 中田 欽一郎	釧路市都市公園	平成27年 4月 1日) 令和 2年 3月31日	都市整備部 公園緑地課
一般財団法人 釧路市スポーツ 振興財団	理事長 松浦 尊司	鶴ヶ岱テニスコート 鶴ヶ岱相撲場 釧路市鶴ヶ岱武道館	平成27年 4月 1日) 令和 2年 3月31日	生涯学習部 スポーツ課

2 監査の期間

令和元年11月1日 ～ 令和元年12月23日

3 監査の結果

上記団体において、当該公の施設の管理運営業務に係る協定等に基づき、当該施設の適正かつ円滑な管理運営が行われているか、会計、経理の内容が適正であるか、また、所管課において、指定管理者の指定に関する事務処理が関係条例等に基づき適正に行われているかなどを主眼として監査を実施した。

なお、説明文中の金額は、千円未満を四捨五入している。

監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 一般財団法人釧路市公園緑化協会

当該団体は平成27年4月1日から当該施設の管理運営業務（平成30年度指定管理費214,471千円）を行っているものである。

当該団体及び所管課について、監査の主眼にそって確認したところ、適正に行われていることが認められた。

(2) 一般財団法人釧路市スポーツ振興財団

当該団体は平成27年4月1日から当該施設の管理運営業務（平成30年度指定管理費13,314千円）を行っているものである。

当該団体及び所管課について、監査の主眼にそって確認したところ、適正に行われていることが認められた。